

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 101

◆ 目次

1. 主要トピック

リビア

- ・商標登録の更新に関する規則と手続の改正

マラウイ

- ・マラウイが他国に先駆けて「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」を批准

モーリシャス

- ・モーリシャスが TMClass に参加

OAPI

- ・特許および実用新案に適用される OAPI 制度の改変
- ・OAPI 理事会の新議長は Nicephore Fylla Saint-Eudes 氏

ウガンダ

- ・「遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」にウガンダが署名

南アフリカ

- ・南アフリカ特許・意匠法のエキサイティングな改革
- ・失明者および視覚障害者の著作物利用に関する憲法裁判所の暫定措置

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・2024 年アフリカ IP サミットがアフリカの持続可能な開発目標を推進する触媒として知的財産権を位置付け
- ・最新知財ガイド：アフリカでの国際商標登録に関するささやかな助言
- ・国際特許分類（IPC）の最新版が登場（2025 年 1 月）

アルジェリア

- ・アルジェリア著作権管理局（ONDA）がデジタルサービス「E-Vignette」を開始
- ・ONDA が家電大手企業 Condor との実務者会議を実施

カーボベルデ

- ・カーボベルデ品質管理知的財産機関（IGQPI）の設立 10 周年

エチオピア

- ・地理的表示を通じて世界で存在感を発揮するエチオピア産品
- ・エチオピアが地域コミュニティの伝統的知識の保護を再び確約
- ・エチオピアの全国知財週間
- ・エチオピア知的財産庁とエチオピア防衛大学が知的財産の保護と開発について合意
- ・ハラマヤ大学の研究者を対象とした研修

ケニア

- ・WIPO がケニア知的財産機関の職員向けに国際特許出願手続に関する研修を実施
- ・ケニア知的財産機関がコンザ科学技術都市との協定に署名

モロッコ

- ・最新知財ガイド：モロッコにおける食品と知的財産
- ・モロッコ産業財産権庁（OMPIC）が 2024 年に達成した桁外れの実績

ナイジェリア

- ・ナイジェリア著作権委員会（NCC）が「2024 年国際腐敗防止デー」の催しをアブジャで実施
- ・最新知財ガイド：ナイジェリアで活動するコンテンツ・クリエイターとインフルエンサーのための著作権豆知識
- ・今後の活動：GI に関するナイジェリアの法的枠組みの策定に向けた技術サポート
- ・欧州連合知的財産庁（EUIPO）のウェビナーで GI 法案について協議
- ・一目で分かる 2024 年ナイジェリア租税法案：重要な改正と主要規定
- ・ナイジェリア食品医薬品管理局（NAFDAC）が過去 6 か月間に廃棄した模倣品の価格は 1,200 億ナイラ超

OAPI

- ・OAPI が 2024 年の活動予定を検討
- ・OAPI 理事会の第 64 回定例会議

- ・ OAPI が「アフリカ GI 研修」の 3 回目の講座を実施
- ・ 歴史的な勝利に沸く OAPI：リヤド意匠法条約の採択
- ・ OAPI の IT システム強化を目指す AfrIPI プロジェクト
- ・ ウェビナー・シリーズ：「公的研究サービスと知的財産」
- ・ リヤド意匠法条約：OAPI にとって歴史的な一歩
- ・ 地理的表示の講義を聴講する人々
- ・ OAPI 理事会の代表団が中央アフリカ共和国大統領の H.E Faustin Archange Touadera 氏と会談
- ・ 今後の活動：コモロ産イランイランの地域レベルでの登録を支援
- ・ ガボンの伝統的石像「Pierre de Mbigou」の IG 登録を推進するワークショップ
- ・ アフリカのイノベーションを促進するため特許に関する専門知識の強化を目指す OAPI
- ・ デニス・エカニ・アカデミーでの研修
- ・ EUIPO と OAPI による共同事業——知識交流とプロジェクト協力
- ・ モーリタニアが「イムラグエン産カラスミ」（Poutargue Imraguen）の地理的表示を OAPI に登録するまでの経緯
- ・ 地理的表示が開くコートジボワール産品の新たな展望
- ・ コートジボワールの産品 4 種の地理的表示が一流の証としての威信を獲得する日
- ・ アフリカの GI 登録促進を目指して EUIPO が OAPI を支援
- ・ 「Pierre de MBIGOU」（ガボン）と「Pourtague Imragen」（モーリタニア）がまもなく OAPI の保護対象原産地表示を取得

OAPI/ARIPO

- ・ 今後の活動：知財学修士課程に対する支援

南アフリカ：

- ・ 最新知財ガイド：南アフリカにおける商業化戦略：やるべきこと/やってはいけないこと

ウガンダ

- ・ ウガンダ高等裁判所が著作権訴訟で画期的な判断：Knight Frank Uganda Ltd v Broll Uganda Ltd および Broll Valuation & Advisory Services の判例

◆ ニュース

1. 主要トピック

リビア

・商標登録の更新に関する規則と手続の改正¹

リビアでは、商標登録の更新に関して重要な改正があった。リビア経済省が新たな省令（2024年省令第586号）を発行し、商標登録の更新について追加要件を導入したのである。今後、更新を申請する者は、更新の対象となる商標を無形資産として記載し、更新の時点における当該商標の評価額を示した財務諸表を提出する必要がある。更新手数料は1年につき2,000 USドル（日本円に換算しておよそ315,517円）となっている。ただし、更新手数料を計算する際に、以前発行された省令（2024年省令第26号）に規定された金額と新たな省令に示された金額が合算されるのか否かは、今回の省令には明記されていない。

マラウイ

・マラウイが他国に先駆けて「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」を批准²

マラウイは、「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」（WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources, and Associated Traditional Knowledge）を最初に批准した国となった。一般に、特許出願によって特許を請求する発明が遺伝資源に由来するものである場合、同条約の締約国は出願人に対し、当該遺伝資源の原産国または供給源の開示を要求しなければならない。同様に、特許請求された発明が遺伝資源に関する伝統的知識に基づくものである場合、出願人は必要に応じてそれら伝統的知識を提供した先住民族または地域コミュニティを開示しなければならない。同条約³は2024年5月24日付で採択されたが、その発効には15以上の国の批准または加入が必要となる。同条約に署名した WIPO 加盟国は38か国に達しているが、署名は単に条約加入の意思を示すものであって法的な拘束力を持たない。批准には公式な手続（WIPO への加入書の寄託など）が必要であり、条約に関係する法律の制定が必要になる場合もある。マラウイは加入書の寄託によって条約加入の手続を真っ先に実行し、他国が従うべき先例を示すこととなった。

モーリシャス

・モーリシャスが TMClass に参加⁴

モーリシャス産業財産庁（Industrial Property Office of Mauritius ; IPOM）は、2024年12月16日付で、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の検索・分類ツール TMClass が提供している商品・役務統一データベース（HDB）の用語の採用に踏み切った。IPOM が HDB の利用を決定したことで、EU 域外で同データベースを承認し、その用語を受容している知財当局の数は現在 35 に達している。

¹ <https://oneworldip.com/2024/12/15/libya-update-on-renewal-of-trademark-regulations-and-procedures/>

² https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0019.html

³ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/593055>

⁴ <https://afripi.org/en/news/mauritius-joins-tmclass>

モーリシャスの参加により、TMClass に参加している国および地域の知財当局の総数は 95 となった。TMClass の利用者は、使用可能な 44 の言語を用いて商品や役務の検索と翻訳を行うことができただけでなく、ニース分類システムに基づく適正な分類を確認することもできる。TMClass の詳細については EUIPO のサイト⁵を参照されたい。

OAPI

・特許および実用新案に適用される OAPI 制度の改変⁶

OAPI は、特許および実用新案に関するバンギ協定（付則 I および II）の改正を発表した。主要な改正点としては以下のようなものがある。

- 実体審査：今後、特許出願および実用新案出願については自動的に実体審査が実施される。PCT に基づき地域段階に移行した出願の場合、審査官は PCT に基づく国際調査報告および国際予備審査報告に依拠する可能性が高い。
- 分割出願：今後は、特許許可通知までの期間に任意の分割出願を行うことが可能になり、分割出願によって実体審査に基づく拒絶理由通知に対処することができるようになる。
- 異議申立手続：出願は異議申立のために公開され、利害関係人は公開から 3 か月以内に異議申立を行うことが可能になる。
- 医薬品に関する例外規定：OAPI 加盟国のうち後発開発途上国（LDC）は、2023 年 1 月 1 日まで医薬品特許に関する規定を適用する必要はない。この猶予期間は、WTO の TRIPS 協定に規定された猶予期間の延長に合わせたものである。
- 公定手数料：特許と実用新案に関して新たな公定手数料が導入されることになるが、その詳細はまだ公表されていない。

以上の改正は、2025 年 1 月 1 日以降に願書が提出された出願のみに適用され、同日より前に願書が提出された出願については現行の規定が適用される。今回の改正は、知的財産に関する OAPI の枠組みを現代化するとともに国際標準との適合性を維持することを目的としている。

・OAPI 理事会の新議長は Nicephore Fylla Saint-Eudes 氏⁷

OAPI 理事会の 64 回目の定例会議の席上、同理事会議長の座が中央アフリカ共和国の Patrick Thierry Akoloza 氏からコンゴ共和国の Nicephore Fylla Saint-Eudes 氏に引き継がれた。新たに議長に就任した Saint-Eudes 氏は、前任者が行った様々な改革を称え、OAPI の力強い業績と前向きな気運を強調した。新任の議長は、開発目標を達成する過程で知的財産が果たす役割の増強や、OAPI の地理的拡張（特にコンゴ民主共和国の加入による拡大）の追求を優先課題として掲げている。新議長の任期を通じて、コンゴ出身の同議長の在職期間中に上記の計画を推進することが OAPI の重要な活動となるだろう。

ウガンダ

⁵ <https://euipo.europa.eu/ec2/>

⁶ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=3b168666-0cae-4306-9412-6ed326dce7db>

⁷ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/925-nicephore-fylla-saint-eudes,-nouveau-pca-de-l%E2%80%99oapi>

・「遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」にウガンダが署名^{8,9,10}

2024年12月4日、ウガンダは「遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」に署名し、WIPO 加盟国の中で同条約に署名した 37 番目の国となった。ウガンダの現行の知的財産法には伝統的知識のガバナンスと保護というユニークな側面に対応しておらず、伝統的知識の保護は不十分である。同条約によって伝統的知識に対する同国のガバナンスに変化をもたらされ、国内の知財制度が強化されて世界の標準に近づくことになるだろう。この条約は、同条約に署名した WIPO 加盟国のうち 15 か国以上が、同条約を批准するか同条約に加入した時点で発効する予定である。

南アフリカ

・南アフリカ特許・意匠法のエキサイティングな改革¹¹

南アフリカは、現行の特許法（1978 年法律第 57 号）を廃して現代的な新法に置き換えることにより、自国の特許制度を改革しようとしている。提案されている法改正（2024 年後半に上程された法案に盛り込まれているものと思われる）は、南アフリカの特許枠組みを国際標準に合致させることを目指している。主要な改正点としては以下のようなものが挙げられる。

- 実体審査：特許出願に関して現行の無審査主義を改め、実体調査・実体審査の実施に踏み切る。
- TRIPS の柔軟性の導入：公衆衛生面の実績を向上させるため、WTO の TRIPS 協定に含まれている規定が新法に盛り込まれることになるだろう。これらの規定を導入するのは、妥当性のない独占を防ぎ、必須医薬品の公平な利用を促進するためである。
- 実用新案特許の導入：実用新案は、漸進的イノベーションを保護するために新たに設けられる制度で、特許に比べて手軽に利用でき、費用対効果も高いため、小規模事業者や個人発明家にとっては理想的な手段となる。

この法改正は、特許の信頼性を高め、国内の発明家を支援し、投資と経済成長を促すことにより、イノベーションを取り巻く南アフリカの環境の更なる改善を約束するものである。

・失明者および視覚障害者の著作物利用に関する憲法裁判所の暫定措置¹²

南アフリカ憲法裁判所は暫定的な命令を発行し、それにより 1978 年著作権法は一時的に改正され、視覚障害者に関する例外規定が導入されることになった。同裁判所の今回の決定は、Blind SA の緊急申立に従ったものである。2024 年 9 月 21 日までに著作権法改正法案 (Copyright Amendment Bill; CAB) に署名するよう指示した裁判所命令の期限をシリル・ラマポーザ大統領が守らなかったため、障害などの理由による不当な差別を禁止した憲法第 27 条に基づき、Blind SA が緊急申立を提起したのである。このたび発行された暫定的命令は、視覚障害者が解読可能なフォーマットによる著作物の利用を可能にするとともに、南アフリカが「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」を批准するのを妨げる障害

⁸ <https://softpower.ug/uganda-signs-wipo-treaty-on-genetic-resources-associated-traditional-knowledge/>

⁹ <https://nilepost.co.ug/news/231968/mao-signs-copyright-treaty-to-protect-genetic-resources-traditional-knowledge>

¹⁰ <https://www.independent.co.ug/mao-signs-wipo-treaty-on-intellectual-property-genetic-resources-and-tradition/>

¹¹ <https://www.kisch-ip.com/2024/11/exciting-reforms-ahead-for-south-african-patent-and-design-law/>

¹² <https://www.iol.co.za/the-star/news/constitutional-court-interim-relief-to-the-blind-and-visually-impaired-in-copyright-matter-c23183d-0041-46c4-a222-1fb8bf07765b>

に対処するものである。今回の暫定的命令が法的明確性を保証し、終局的判決が示されるまで権利を保護するという前提の下、CAB に関する口頭審理が 2025 年 2 月に実施される予定である。この暫定的命令が法的明確性を保証し、終局的判決が下されるまで視覚障害者の権利を保護することになる。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・ 2024 年アフリカ IP サミットがアフリカの持続可能な開発目標を推進する触媒として知的財産権を位置付け

<https://eu-africa-chamber.org/2024-africa-intellectual-property-ip-summit-positions-intellectual-property-ip-rights-as-catalyst-for-sustainable-development-goals-sdgs-in-africa/> (2024 年 12 月 3 日)

・ 最新知財ガイド：アフリカでの国際商標登録に関するささやかな助言

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2024-12/Africa-IP-Helpdesk_Tips_for_international_registration_of_trademarks_in_Africa_IP_Guide_FV.pdf
https://www.linkedin.com/posts/africaipr_intellectual-property-guides-activity-7272550975255572480-t1M2?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 11 日)

・ 国際特許分類 (IPC) の最新版が登場 (2025 年 1 月)

https://www.wipo.int/classifications/en/news/ipc/2024/news_0008.html (2024 年 12 月 18 日)

アルジェリア

・ アルジェリア著作権管理局 (ONDA) がデジタルサービス「E-Vignette」を開始

<https://www.facebook.com/share/p/19esYpqLJ4/> (2024 年 12 月 10 日)

・ ONDA が電大手企業 Condor との実務者会議を実施

<https://www.facebook.com/share/p/19k8qE2aR1/> (2024 年 12 月 11 日)

カーボベルデ

・ カーボベルデ品質管理知的財産機関 (IGQPI) の設立 10 周年

<https://www.facebook.com/share/p/15TPTKccXh/>; <https://www.facebook.com/share/p/1BEcPK4QZu/>;
<https://www.facebook.com/share/p/15LWZpLpvV/> (2024 年 12 月 6 日)

エチオピア

・ 地理的表示を通じて世界で存在感を発揮するエチオピア産品

<https://www.facebook.com/share/p/19nSF9zykX/> (2024 年 12 月 6 日)

・ エチオピアが地域コミュニティの伝統的知識の保護を再び確約

<https://www.fanabc.com/english/ethiopia-reiterates-strong-commitment-to-protecting-traditional-knowledge-of-local-communities/> (2024 年 12 月 6 日)

- ・ エチオピアの「全国知財週間」

<https://www.facebook.com/share/v/15Rf2ntJfj/> (2024 年 12 月 13 日)

- ・ エチオピア知的財産庁とエチオピア防衛大学が知的財産の保護と開発について合意

<https://www.facebook.com/share/p/1Q8nqyAb7R/> (2024 年 12 月 19 日)

- ・ ハラマヤ大学の研究者を対象とした研修

<https://www.facebook.com/100064216956705/posts/977468551070368/?rdid=xfSa73rjJ4GRMCww> (2024 年 12 月 25 日)

ケニア

- ・ WIPO がケニア知的財産機関の職員向けに国際特許出願手続に関する研修を実施

<https://www.kipi.go.ke/wipo-trains-institutes-officers-processing-international-patent-applications> (2024 年 12 月 6 日)

- ・ ケニア知的財産機関がコンザ科学技術都市との協定に署名

<https://www.kipi.go.ke/institute-signs-agreement-konza-technopolis> (2024 年 12 月 6 日)

モロッコ

- ・ 最新知財ガイド：モロッコにおける食品と知的財産

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2024-12/Africa-IP-Helpdesk_FOOD_AND_IP_IN_MOROCCO_FV.pdf (2024 年 12 月 11 日)

- ・ モロッコ産業財産権庁（OMPIC）が 2024 年に達成した桁外れの実績

<http://www.ompic.ma/fr/actualites/bilan-exceptionnel-de-loffice-marocain-de-la-propriete-industrielle-et-commerciale-ompic> (2024 年 12 月 13 日)

ナイジェリア

- ・ ナイジェリア著作権委員会（NCC）が「2024 年国際腐敗防止デー」の催しをアブジャで実施

<https://www.facebook.com/share/p/1Gza6Z8sGS/>; <https://www.facebook.com/share/p/1BRcRUzwSL/> (2024 年 12 月 9 日)

- ・ 最新知財ガイド：ナイジェリアで活動するコンテンツ・クリエイターとインフルエンサーのための著作権豆知識

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2024-12/Africa-IP-Helpdesk_Copyright_Tips_for_Content_Creators_and_Influencers_FV.pdf (2024 年 12 月 11 日)

- ・ 今後の活動：GI に関するナイジェリアの法的枠組みの策定に向けた技術サポート

<https://afripi.org/en/activities/technical-support-development-legal-framework-gis-nigeria> (2024 年 12 月 13 日)

- ・ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）のウェビナーで GI 法案について協議

<https://www.facebook.com/share/p/15Z23VpUk1/> (2024 年 12 月 16 日)

- ・ 一目で分かる 2024 年ナイジェリア租税法案：重要な改正と主要規定

<https://allafrica.com/stories/202412190588.html> (2024 年 12 月 18 日)

- ・ ナイジェリア食品医薬品管理局（NAFDAC）が過去 6 か月間に廃棄した模倣品の価格は 1,200 億ナイラ超

<https://allafrica.com/stories/202412300095.html> (2024 年 12 月 30 日)

OAPI

- ・ OAPI が 2024 年の活動予定を検討

<http://oapi.int/index.php/en/component/k2/item/921-a-bangui,-l%E2%80%99oapi-fait-le-bilan-de-son-ann%C3%A9-2024> (2024 年 12 月 5 日)

- ・ OAPI 理事会の第 64 回定例会議

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-conseild-activity-7270487059511836673-IN6t?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 5 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-conseildadministration-activity-7270420454408912896-3VUP?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 5 日)

<https://www.facebook.com/share/v/1BHJZPWWcK/> (2024 年 12 月 5 日)

<https://www.facebook.com/share/v/12JBds3HoVS/> (2024 年 12 月 7 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-guinaezeaezquatoriale-activity-7273038618619691008-nqXU?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 12 日)

<https://www.facebook.com/share/p/15Vao25uZs/> (2024 年 12 月 12 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-cemapi-activity-7273320604160737280-4goR?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 13 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-guinaezeaezquatoriale-activity-7273038618619691008-nqXU?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 13 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-oapi-bangui-activity-7272946459791040512-OGGb?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 13 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-cemapi-activity-7273320604160737280-4goR?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 14 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-bangui-oapi-activity-7273956321232654338-teY7?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 15 日)

- ・ OAPI が「アフリカ GI 研修」の 3 回目の講座を実施

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_afripi-apide-formation-activity-7270337288390250497-NNvZ?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 5 日)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-afripi-cicc-activity-7271825534475501568-cypb?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 9 日)

- ・歴史的な勝利に沸く OAPI：リヤド意匠法条約の採択

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-propriaeztaezintellectuelle-innovation-activity-7271799458575667200-JZT?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 9 日)

- ・OAPI の IT システム強化を目指す AfrIPI プロジェクト

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_afripi-ip4africa-activity-7271811080543162368-Gi4j?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 9 日)

<https://www.facebook.com/share/p/19k6YP4JBT/> (2024 年 12 月 13 日)

- ・ウェビナー・シリーズ：「公的研究サービスと知的財産」

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_oapi-ceipi-propriaeztaezintellectuelle-activity-7272542913484500992-cEAH?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 11 日)

- ・リヤド意匠法条約：OAPI にとって歴史的な一歩

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/923-le-trait%C3%A9-de-riyad-sur-le-droit-des-dessins-et-mod%C3%A8s-une-avanc%C3%A9e-historique-pour-l-oapi> (2024 年 12 月 13 日)

- ・地理的表示の講義を聴講する人々

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/924-des-auditeurs-%C3%A0-l%E2%80%99%C3%A9cole-des-indications-g%C3%A9ographiques> (2024 年 12 月 13 日)

- ・OAPI 理事会の代表団が中央アフリカ共和国大統領の H.E Faustin Archange Touadera 氏と会談

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_apr%C3%A8s-une-rencontre-et-des-%C3%A9changes-avec-activity-7273203492708659200-32U9?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 14 日)

- ・今後の活動：コモロ産イランイランの地域レベルでの登録を支援

<https://afripi.org/en/activities/support-registration-regional-level-ylang-ylang-comoros> (2024 年 12 月 13 日)

- ・ガボンの伝統的石像「Pierre de Mbigou」の IG 登録を推進するワークショップ

<https://www.facebook.com/share/p/1KAws2MWPB/> (2024 年 12 月 16 日)

- ・アフリカのイノベーションを促進するため特許に関する専門知識の強化を目指す OAPI

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/926-l-oapi-renforce-l-expertise-en-mati%C3%A8re-de-brevets-pour-stimuler-l-innovation-africaine> (2024 年 12 月 17 日)

- ・デニス・エカニ・アカデミーでの研修

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_formation-oapi-innovation-activity-7274876699056435201-cUMJ?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 17 日)

- ・EUIPO と OAPI による共同事業——知識交流とプロジェクト協力

<https://www.facebook.com/share/v/14uDcCF1qU/> (2024 年 12 月 18 日)

・ モーリタニアが「イムラグエン産カラスミ」 (Poutargue Imraguen) の地理的表示を OAPI に登録するまでの経緯

<https://www.facebook.com/share/p/1AnXkWMHh5/> (2024 年 12 月 19 日)

・ 地理的表示が開くコートジボワール産品の新たな展望

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/927-l-indication-g%C3%A9ographique-ouvre-de-nouvelles-perspectives-pour-les-produits-du-terroir-ivoirien> (2024 年 12 月 19 日)

・ コートジボワールの産品 4 種の地理的表示が一流の証としての威信を獲得する日

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_jip2i-madeincotedivoire-terroir-activity-7275512416598200320-D68W/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 19 日)

・ アフリカの GI 登録促進を目指して EUIPO が OAPI を支援

<https://afripi.org/en/news/euipo-supports-oapi-advancing-gi-registrations-africa> (2024 年 12 月 19 日)

・ 「Pierre de MBIGOU」 (ガボン) と 「Pourtague Imragen」 (モーリタニア) がまもなく OAPI の保護対象原産地表示を取得

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_patrimoineafricain-savoirfaire-oapi-activity-7277006933981638659-3veF/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2024 年 12 月 23 日)

OAPI/ARIPO

・ 今後の活動：知財学修士課程に対する支援

<https://afripi.org/en/activities/support-ip-academic-masters-programmes> (2024 年 12 月 13 日)

南アフリカ

・ 最新知財ガイド：南アフリカにおける商業化戦略：やるべきこと/やってはいけないこと

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2024-12/Africa-IP-Helpdesk_Commercialisation_Strategies_in_South_Africa_the_Dos_and_Donts_FV.pdf (2024 年 12 月 11 日)

ウガンダ

・ ウガンダ高等裁判所が著作権訴訟で画期的な判断： Knight Frank Uganda Ltd v Broll

Uganda Ltd および Broll Valuation & Advisory Services の 2 判例

https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=72912957-efb-4fef-a68d-cbd913c1bdbc&utm_source=lexology+daily+newsfeed&utm_medium=html+email+-+body+-+general+section&utm_campaign=lexology+subscriber+daily+feed&utm_content=lexology+daily+newsfeed+2024-12-05&utm_term= (2024 年 12 月 3 日)

<https://www.mondaq.com/southafrica/trade-secrets/1553336/high-court-of-uganda-delivers-landmark-judgment-on-copyright-dispute-knight-frank-uganda-ltd-v-broll-uganda-ltd-and-broll-valuation-advisory-services> (2024 年 12 月 6 日)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 101

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2025年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。